

平成21年度 第2回

(2009年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成21年8月3日(月)午前10時00分

場所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

平成21年度 第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録 (要点筆記)

1. 開 会

樽上都市整備部総括参事 会議進行

2. 市あいさつ

山中副市長 挨拶

3. 会議進行

樽上都市整備部総括参事 会議進行

4. 案件説明

樽上都市整備部総括参事 会議進行

案件(1)景観まちづくり行政での景観まちづくり計画と審議会の位置づけ(報告)

案件(2)景観まちづくり活動支援事業について(意見聴取)

1. 景観アドバイザー派遣
2. 景観まちづくり活動補助制度

B 委員 両方とも募集時は市民向けにわかりやすいものとする。また2 - (1)技術的支援の分野についてももう少し詳しい説明が欲しい。

西山都市整備室主幹 有識者はまちづくりの専門家、特殊技能者は歴史的な改修に関するもので茅葺きの職人や宮大工等を想定。

A 委員 2 - (2)上限額設定はあるか。

西山都市整備室主幹 上限は当該年度予算の範囲内で今年度は100万円。提案型なので1物件での上限は審査で検討したい。

B 委員 2 - (2)まちづくり活動の目標が「まちのルールづくり」で、環境づくりは他の制度を活用することになるのか。2 - (1)4で派遣したら技術的助言はもらえる。ルールづくりを実現するための活動をサポートする制度がほかにあれば、それを示してあげたりと、市民向けのアナウンスはもう少し配慮して欲しい。

西山都市整備室主幹 「まちのルールづくり」を目標としている。2 - (1)

「3. 対象となる事項」であり、条例の制度を利用される方を対象としている。

E 委員 「2. 対象となる団体」は既にもしくは想定としてあるのか。

西山都市整備室主幹 「景観まちづくり」をテーマとしたものは把握していない。「景観まちづくり」につながる活動は条例制定の際、事前に下調べしている。今後景観まちづくりの視点で活動してもらいたいと考えている。

久副会長 「景観まちづくり」をテーマとした NPO に限定せず、自治会は既に多数あるからそれをターゲットとすることもいいのではないか。

鳴海会長 A 委員もおっしゃったが、年度ごとに金額が違って補助額上限のアナウンスは必要。また「まちのルール」という意味についても詳しく説明してあげないと市民に伝わらない。

E 委員 景観協定は現在あるのか。

西山都市整備室主幹 まだない。

鳴海会長 B 委員もおっしゃったが、例えば「沿道に花を植える活動」イコール「まちのルール」と認識してもらうには無理なところがあるのでいくつか例示する必要がある。

西山都市整備室主幹 それは例えば活動を通して「このまちは花がいっぱいあるまちだ。」というアピールとしてもいい。それを「ルール」として捉える。

久副会長 私自身市民活動助成の審査員を数年やっているが、多数応募があるものの3～5年経過しても発展性がないことが多く、ともすると仲良しグループの活動資金となりがち。成長がないと税金投入の意義は半減してしまうので、合意形成等を行うなど、最初に一定限の確約をしてもらいたいと考えている。ここで言うと景観協定や景観形成地区指定への合意形成のステップとして、などが考えられる。実際市民環境会議など自主運営できるグループもあるから、成長していってもらうのが大きな目的であるべき。支援が循環するようなシナリオとすること。

鳴海会長 まちづくりの方針や展望を示してもらうことが必要であって「ルール」ということにとられると活動を制限してしまう恐れがある。

B 委員 「目標を共有する」などの表現がいいのでは。市民にわかりやす

いものとする。

鳴海会長 次回審議会で意見を聞くととなると11月から3月の期間で予算消化をすることになるが、その対策は考えているのか。

西山都市整備室主幹 補助申請時点で既に活動中の事業、終わっていない事業は次年度以降続く事業であっても対象とする。ただし審査と決算は年度単位で考えたい。

B委員 事業費は4月までさかのぼって計上できるか。

西山都市整備室主幹 できる。

D委員 2-(2)派遣されないと報酬は支払われないのか。打ち合わせ等準備期間を考慮すると、予算措置や雇用形態を考慮してあげたらいいのでは。

竇田都市整備部長 よい提案だが専門家という点ではこの審議会も同様。準備期間はあるが行政負担は出席した分に対して支払う報酬。

D委員 しかし派遣は会議ではないので積極的に考えて欲しい。

久副会長 D委員の提案は活動が発展してから必要になるものだと思う。初動期には単発でいいかと。2段階構えでいけばいいのでは。

D委員 私は景観アドバイザーの認識が充分でないが重要な仕事だと思ってるの意見。2段階という案なら良い。

久副会長 初動期に相談や協議を行うのは行政で、要所で景観アドバイザーを派遣する方法がよい。

鳴海会長 まずはとっかかりとしての役割を持つのが景観アドバイザーということか。

久副会長 他市の事例で3年連続支援を行って、その後本格的に活動したいときに助成が受けられないことがあった。行政と一緒に歩いて経験を積んでからアドバイザーを投入する手法もある。

鳴海会長 派遣については2段階構えも考えて適切に運用すること。

案件(3)景観まちづくり表彰事業について(意見聴取)

A委員 表彰対象物件数は。

西山都市整備室主幹 まちなみ部門4件、はぐくみ部門2件程度を想定。審査結果にもよるが、予算の範囲内で6件程度と考えている。

B 委員 「4その他」で活動を探すこと自体は表彰と関係あるのか。

西山都市整備室主幹 直接はない。まちづくりの市民活動を掘り起こしするのに市民応募の機会があるので、おまけの調査として考えている。

鳴海会長 説明資料からは狙いが伝わりにくいので、今後わかりやすい表現を心がけること。

G 委員 大阪府と大阪市で共催している「大阪まちなみ賞」は、建物とまちなみが表彰対象で見てすぐわかる要件。吹田市の要件としては、建築物はハード面、活動はソフト面を評価するという意味か。

西山都市整備室主幹 曖昧な表現になっているが大分類はハード、ソフトに分かれる。要件としては条例にある「まもり、つくり、はぐくむ」というところを表彰したい。

鳴海会長 「1.みんなに愛される、守られるべき」、というと歴史的なものだけを想像してしまわないか。これと「3.募集方法」の「自慢したい、教えてあげたい、好きな」という表現が合致するようなものであるべき。また、まちなみを強調しすぎると建物の応募が激減してしまうおそれがある。

F 委員 まちなみにこだわる理由は何か。

A 委員 まちなみにこだわらず建物の計画で周辺を考えることは大事なので建物を強調するほうが良い。

久副会長 建物デザインはふつうだが、まちなみに貢献している建築物があれば「まちなみ」に貢献する意味が明確になるのだが、なかなか難しい。表彰対象から建物が漏れることはないと考えられる。

C 委員 受賞者は誰にするのか。「まちなみ」は審査的に難しい。

久副会長 組織のないところへの表彰者を考えておくこと。

鳴海会長 過去2回の実績が生かされるよう、これまでの実績を点検して効果的に実施して欲しい。

杉本都市整備部次長 資料は表現が曖昧になっているが、表彰対象者については一定限事務局で調整していく。

鳴海会長 選考基準がはっきりしない。あと「過去の受賞歴不問」の意味が不明。継続性、発展性を考慮して再度表彰するということだと思うが、過去に与えた栄誉をこちらが放棄していると思われる。

杉本都市整備部次長 経年による発展、継続性などを評価したい。

鳴海会長 それであれば「発展性を考慮して再選もできる」、という説明に変えること。

案件(4) 景観デザインマニュアル改訂について(報告)

鳴海会長 今後の手順は。

杉本都市整備部次長 まず事例収集などを委託し、11月の審議会で中間報告を行って修正を加えながら作成していく。

F委員 事例が多いということは既にできているものを評価するようなものか。どうしていきたくないという説明がない。市長の言う「美しい都市すいた」との方向性のずれを感じる。事例集と言うと既存の評価にとどまる。これから吹田のまちをどう作っていかう、という理想像が提示されれば、審議会でも助言できる。どこにそれがあるのか。

久副会長 方向性については景観まちづくり計画策定時に既に議論しているので、デザインマニュアルの中に景観まちづくり計画の重要な部分を含め、関連性を補強するといい。

鳴海会長 事前に景観アドバイザーと数多く相談して、11月の審議会で状況を報告すること。

仲倉係員 景観アドバイザー会議で毎月1回は打ち合わせを行いたいと考えている。

久副会長 F委員のおっしゃっている意味はよくわかる。個人の思いには差があるから話し合う土壌が必要。足元から固めて、将来像をマニュアルにも反映したらいいのでは。その土壌がないことで現在の景観ができてしまっている。

案件(5) 景観整備機構の指定について(意見聴取)

F委員 整備機構は具体的に何をするのか。条例協議の届出を事前、事後にチェックするのか。無料で事業を行うのか。そのサービスは何か。そもそも市民は知らないことだと思うが。

樽上都市整備部総括参事 届出制度、審査は行政側で行う。

D委員 指定を受けることのメリットは機構にあるのか。

久副会長 メリットはない。社会的地位が得られる程度。行政から報酬を

受けて業務を行うというほどの重責を持つものではない。おそらく申請者も長い目で見ていると思う。

鳴海会長 G 委員はそのあたりよくご存知では。社団法人ということは公益的な役割を果たさないといけないので、ボランティア精神でそれぞれの自治体と協力していこうという申出だろう。

G 委員 そもそも大阪府建築士事務所協会や、大阪府建築士会は景観上の関わりが深いことがあり、機構として指定することによってその位置づけを法的に約束するというもの。

鳴海委員 ぜひ頑張ってくださいというもので。せっかくの好意をいただいているのだから、あとは市のほうでちゃんと考えて使えるような工夫をすること。

B 委員 加えて、案件2との関連も考えたらどうか。技術的支援ができる人材があるところとのネットワークをつかむことが重要。

久副会長 大阪府建築士事務所協会の中には案件2の技術的支援を依頼できる人材があるだろうから、どういった人に依頼するかということは行政でマネジメントして、人材バンクとしてネットワークを作っておくこと。

鳴海会長 お願いしたいことは、大阪府建築士事務所協会は府下あちこちで機構としてやっているが、その中でもぜひ吹田に関心があるグループに知識を発揮していただけるよう市から提示すること。

樽上都市整備部総括参事 協会の組織でまちづくり部会、またブロック支部もあるので最適な方法を協議していきたい。

鳴海会長 了承の確認。

異議なしの声多数

案件(6) その他 平成21年度年間スケジュール(案)

5. 閉会

樽上都市整備部総括参事 次回開催案内及び議事録は後日委員各位に送付。